

京都市告示第 3 7 6号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である京都市駐車場管理コンソーシアムから、有料供用時間について次のとおり申請があったため、京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

令和8年9月25日

京都市長 松 井 孝 治

駐 車 場 名	期 間	変更有料 供用時間	現行有料 供用時間
京都市嵐山 観光駐車場	令和8年9月 30日から 同年11月 8日まで	午前8時から 午後8時30分 まで	午前8時から 午後5時まで

(建設局自転車政策推進室)